様式第９号の４（第70条関係）

に関する協定届

時間外労働

休日労働

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　の　種　類 | | 事　業　の　名　称 | | | 事　業　の　所　在　地（電話番号） | | | | | |
| 貨物自動車運送事業 | | 群馬県トラック運送㈱ | | | 群馬県前橋市野中町５９５　　　　　（０２７－２６１－０２４４） | | | | | |
|  | 時間外労働をさせる  必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | 労働者数  （満18歳以上の者） | 所定労働時間 | 延長することができる時間数 | | | | 期間 |
| １日 | １日を超える一定の期間（起算日） | | |
| ２週間 | １カ月 | １年 |
| （4月1日） | （4月1日） | （4月1日） |
| ①　下記②に該当しない労働者 | 需要の季節的な増大、道路の混雑や悪天候、荷主先の待機時間の変更、臨時の受注、納期の逼迫等 | | 運　転 | １５人 | １日７時間 | ７時間 | ４０時間 | ８０時間 | ９６０時間 | ２０●●年●●月●●  から１年間 |
|  |  | １週４０時間 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  | | 変形労働時間制の場合は、こちらへご記入ください。  ※別途、変形労働時間用協定書、カレンダー等が必要となります。 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | | 業務の種類 | 労働者数  （満18歳以上の者） | 所定休日 | 労働させることができる休日  並びに始業及び終業の時刻 | | | | 期間 |
| 需要の季節的な増大や  休日・祝祭日に稼働している荷主企業への対応 | | | 運　転 | １５人 | 毎週１日 | 法定休日のうち、２週を通じ１回。 | | | | ２０●●年●●月●●  から１年間 |
|  |  | 日曜日 | 始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で  定められた始業及び終業の時刻とする。 | | | |

協定の成立年月日　　　　２０●●年●●月●●

|  |  |
| --- | --- |
| 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の | 職名　自動車運転者  氏名　赤城山　嶺雄 |

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　　　　　署名による信任　　　　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。（チェックボックスに要チェック）

　上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。（チェックボックスに要チェック）

　　　　　　　　　　　 ２０●●年●●月●●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用者 | | | | 職名　　代表取締役  氏名　　三山　一郎 |  |
| 前橋 | 労働基準監督署長殿 |

様式第９号の４（第70条関係）（裏面）

記載心得

１　「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第６項第１号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業

務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。  
２　「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。

３　「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。

　（１） 「１日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することができる時間数であつて、１日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。

　（２） 「１日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、労働基準法第36条第１項の協定で定められた１日を超え３箇月以内の期間

及び１年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。

４　②の欄は、労働基準法第32条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（１箇月42時間、１年320時間）ことに留意すること。

５　「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（１週１休又は４週４休であることに留意すること。）であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

６　「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

７　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労

働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

８　本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。